

議 案 第 22 号

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の退職手当に関する
条例の一部を改正する条例制定の件

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の退職手当に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

特別職の職員の期末手当及び退職手当の支給に係る在職期間等に関する規定の整備
を行うため、本条例を制定するものである。

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の退職手当に関する
条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第10号)の一部を次の
ように改正する。

第7条第2項中「応じた」を「応じて一般職の職員の給与に関する条例第23条
第2項各号に定める」に改め、同条第3項中「の支給に関する」を「に規定する」
に、「割合の区分」を「算定」に改める。

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の退職手当に関する条例(平成5年摂津市条例第4号)の一部
を次のように改正する。

第5条を第6条とする。

第4条中「摂津市職員の退職手当に関する条例(昭和38年条例第3号)」を
「退職手当条例」に、「、第12条」を「及び第12条」に改め、「及び第20条
第2項」を削り、「同条例」を「退職手当条例」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(国家公務員等から引き続いて副市長となった者の退職手当の特例)

第4条 次の各号に掲げる者が退職して、当該退職に係る国家公務員退職手当法
(昭和28年法律第182号。以下「法」という。)又は摂津市職員の退職手当

に関する条例（昭和38年条例第3号。以下「退職手当条例」という。）の規定による退職手当を受けないで引き続いて副市長となった場合には、当該各号に定める期間は、その者の副市長としての在職期間に通算する。

(1) 国家公務員（法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。） 当該国家公務員を退職した日における法の規定による当該国家公務員としての在職期間

(2) 国家公務員であった者がその退職後に引き続いて退職手当条例第2条第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）となった者 当該一般職の職員を退職した日における退職手当条例の規定による当該一般職の職員としての在職期間

2 前項の規定の適用を受ける副市長がその任期を終了した場合において、その者が引き続いて副市長となったときは、第2条の規定にかかわらず、退職手当を支給しない。

3 第1項の規定の適用を受ける副市長の退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者の副市長としての最終の任期に係る在職期間について、前条の規定により算定した額

(2) 前項の規定により支給されなかった退職手当があるときは、その者の副市長としてのそれぞれの任期ごとの在職期間（前号に規定する在職期間を除く。）について、副市長としての最終の任期に係る退職等の日における給料月額を基礎として、それぞれ前条の規定の例により算定した額の合計額

(3) 第1項の規定により通算した同項各号に定める期間について、その者が国家公務員又は一般職の職員を退職した日において受けていた俸給月額又は給料月額（当該俸給月額又は給料月額に改定があった場合は、副市長としての最終の任期に係る退職等の日における当該改定後の俸給月額又は給料月額）を基礎として、退職手当条例の規定の例により算定した額

4 第1項の規定の適用を受ける副市長が退職した場合において、その者が引き続いて国家公務員となったときは、この条例による退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。